

経営事項審査制度と税法を基調とした建設業会計に関する基礎的研究

吉, 盛一郎

<https://doi.org/10.15017/459180>

出版情報 : Kyushu University, 2005, 博士 (芸術工学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

第3章 建設業会計と会計倫理

3-1 はじめに

3-2 企業倫理と会計倫理

3-3 虚偽申請

3-4 山口県内の業者アンケート

3-4-1 アンケート調査の概要

3-4-2 アンケート調査の分析

3-4-3 考察

3-5 会計倫理システムの提示

3-5-1 問題提起

3-5-2 システムの概要

3-5-3 事例

3-5-4 考察

第3章 建設業会計と会計倫理

3-1 はじめに

公共工事に参加しようとする企業は、すべて経営の内容や施行力について公的な立場から審査する経営事項審査を受けることが義務付けられている（建設業法第27条の23）。

国や地方公共団体は、経営事項審査で企業の客観的な状況を把握するとともに、これに独自に有する過去の工事の施行実績に基づく評価点を加味して各企業の格付けを行う。

公共工事における企業評価では、「第2章 2-4-1 経営事項審査のあらまし」で示したように、各発注者が建設業者の経営状況や施工能力に関する客観的事項については、経営規模、経営状況、技術力、社会性等の項目ごとに点数化されている。経営事項審査の結果は、発注者において利用されているので、経営事項審査は、建設業者の企業評価の指標として重視されている。入札参加に大きな影響を与えることになる。

「第2章 2-4-2 経営状況分析」で述べたように、平成11年のY指標（経営状況）の改正は、大手ゼネコンの相次ぐ破綻を背景に、不良資産の反映等の観点から行ったものであり、固定資産を多く保有するとマイナス評価されることになり、業者によっては意図的に、経営事項審査の評点をあげるために除外することもある。また、有利子負債についても、多いとマイナス評価されるので、これも意図的に除外することが考えられる。以上のように、建設業者は経審の評点を上げるために虚偽申請（粉飾）をすることがある。赤字決算でも中小企業は対外的信用を維持するために利益を計上するのが通例である。操作の可能性の高い勘定として、減価償却費、未成工事支出金や有利子負債と支払利息がある。これらの勘定科目と粉飾の関係について考察する。

本章では、建設業者と会計倫理の問題を山口県内の中小企業へのアンケート調査に基づいて分析している。会計倫理とは企業会計原則や各種法令を遵守して適正な決算報告を行うことである。また、会計倫理を広く捉えるならば企業倫理の問題でもある。その解決方法についても考察している。コンプライアンス（法令遵守）向上の観点から、違法行為、不正行為等を如何に無くしていくか、その研修システムを提示している。

ここで企業が遵守すべき企業倫理と会計倫理について述べていくことにする。

3-2 企業倫理と会計倫理

企業倫理とは、「企業の営利活動やその他の経営活動において経営者や社員が、一個人、一市民として遵守すべき道徳規範のこと」⁽¹⁾をいう。また、「各社が経営理念など企業活

動の基本的な考え方にに基づき社員の行動基準、ガイドラインとして具体的に定めたルールのこと」⁽²⁾を倫理綱領という。

企業の倫理綱領は、経営理念の徹底が最優先という段階であり、具体的な行動規範は冊子にまとめつつあるが、麗澤大学が中心となって、平成11年に「倫理法令遵守マネジメントシステム規格」⁽³⁾を公表している。

企業は倫理綱領の中に、「①法やルールに基づく活動・行動を具体的、明示的に掲げることと社員の行動範囲や情報などの扱いについて、こと細かく規定して冊子を作成すること、②倫理担当役員をおき、チェック体制を築くとともに社員の倫理教育に力を入れること、③企業倫理綱領が日常的に守られるような工夫を行うこと」⁽⁴⁾などを規定することである。

筆者は会計倫理のことを、「会計業務において会計士・税理士等の職業会計人、企業の経営者や社員が遵守すべき道德規範と法令のこと」と定義する。

会計倫理の問題は、特に会計士の独立性から論じられる。会計士がクライアント（被監査法人）に対して監査を実施するときは、精神的にも金銭的にも独立性をもって行動しなければならないということである。監査人は「誠実であり、公正で、正直で、客観的であり、そして独立していなければならない」⁽⁵⁾し、そして関連する法令を守らなければならない。「独立性」は、監査人または監査法人がクライアント会社に直接的かあるいは間接的に重要な財政上の利害を持つならば、独立性は失われている。たとえば、クライアントに出資していた場合、またはクライアントから借入金がある場合である。

「客観性」は、「監査人の行動は他の人々に影響を与えるということ、そしてその影響は、監査人の考慮にいれられなければならないということ」⁽⁶⁾を表している。

経営者にとっての会計倫理は、会計業務において会計士や税理士に対して会計情報を隠さないですべて提供するということである。あと、会計士等と私的な交際（贈答・接待）も控えることである。

社員にとっての会計倫理は、法令を遵守して適正な会計業務を行うことである。

3-3 虚偽申請

経営事項審査の内容は、建設業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して、建設業者の実態や経営環境の変化を的確に反映した企業評価が不可欠である。しかしながら、経営事項審査において高い評点を得るために企業は、虚偽申請をすることがある。

建設業会計に関する問題について次のようなことが指摘できる⁽⁷⁾。

(1) 赤字決算の場合において、対外的信用を得るために利益を計上することがある。企業の決算書で毎期、税引き利益を少し計上している企業は、実質は赤字であると思われる。当期利益の売上高に対する割合を数期間比較して、僅かの利益しか計上していない企業は、会計操作しているのではないかとの疑問がある。山口県内の建設業者アンケート分析「表 3-13」と「表 3-14」の企業の 99 社中 77 社 (77.8%) が、営業利益を Y 評点 (経営状況分析) の改善項目にあげている。利益が出ていない実態がアンケート結果にも表れている。

(2) 減価償却についても、商法で相当な償却が義務付けられているが、実務上は償却を行っている企業は少ないといわれる。償却で利益を調整することは簡単にできるので、利益操作という認識はない。

(3) 有利子負債の金額と支払利息額が相互に関連する。有利子債務の金額と支払利息計上額を見れば容易に推測でき、借入金の除外があれば重大な利益操作になる。赤字企業が借入金を除外したときは、支払利息の多寡によって簿外借入れが発見できる。山口県内の建設業アンケート分析「表 3-13」と「表 3-14」の企業の 99 社中 47 社 (47.5%) が、借入金を Y 評点 (経営状況分析) の改善項目にあげている。借入金で経営が厳しくなっている実態が、アンケート結果にも表れている。

(4) 建設業における在庫 (未成工事支出金) の割合は、他の産業に比べて突出して高い割合を示す。工事利益が不十分であるときは、その操作の相手勘定が未成工事支出金であるところから、業績不振の会社は、未成工事支出金が恒常的に積み上がっている場合がある。在庫が水増しされているかどうかは、期間比較よりも業種の平均的な回転率の半分以下の場合、在庫の積み増しの可能性が高いと判断できる。

粉飾の傾向を見るのに、期間比較を行い、業界の平均値と比べて異常値を発見する。関連する勘定科目間の金額を比較して矛盾点がないかと調べてみる。以上の点を吟味することによって、相当の程度で粉飾の有無を判定できる。

(5) その他として、売掛金の不良債権を償却しないことや、架空売上の計上や会計処理の未熟さによる粉飾もある。

次に山口県内の業者へアンケート調査を実施して、現状を把握することで、虚偽申請に繋がるような原因について考察する。

3-4 山口県内の業者アンケート

山口県内の企業に以下の内容でアンケートを実施した⁽⁸⁾。電話帳からの無作為で土木関連の企業名を探して、アンケート用紙を郵送した。最初は、山口県の建設業協会にアンケートを依頼するつもりであったが、県内の許可建設業者のおよそ2割が会員であるということで、会員以外の企業の回答を得るために無作為で企業へのアンケートを試みることにした。結果的に会員でない企業の会計業務への取り組み方が判明した。

3-4-1 アンケートの調査の概要

調査目的：県内建設業者の会計問題の把握と分析

対象：NTT 西日本電話帳（2005年度版）所載の建設業者（土木）

サンプリング：無作為抽出

調査方式：郵送によるアンケートの送付回収

抽出サンプル数：300社

回答者数：103社 廃業者：4社 有効回答者：99社

有効回答率：33%

実施期間：平成16年8月～平成16年9月

次にアンケートの分析を行うことにするが、「資料（1）建設業経営事項審査項目に関する調査のお願い」についてのアンケート結果は「表3-13」と「表3-14」に示している。

3-4-2 アンケート調査の分析

アンケート結果から、項目ごとに論じていくことにする。

(1) 許可業種

県内の企業の経営規模をみるためにこの調査を行った。県内の許可業者である知事免許取得者は、「表3-1」のとおりであり、知事免許は89社(89.9%)、大臣免許は10社(10.1%)である。県内で工事を受注する中小規模が対象になっている。二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合には、国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合は、知事の許可を受ける（建設業法3条）。

さらに一般建設業の許可と特定建設業の許可区分もある。3,000万円以上（建築工事業にあつては4,500万円以上）の工事を下請施工させるときは特定建設業の許可を受けなけ

ればならない。この調査も今回の調査項目であったが、やや回答数が少なくて半数の調査になった。無回答の多くの企業は会社形態や資本金から推測して一般建設業の許可と思われる。「表 3-2」から、下請施工させている企業が 24.2%もあり、経営規模がやや大きい中小の建設業者もあることがわかる。

県内の企業の中には大手の県外の企業の支店があり、売上高も 300 億円を超えている企業もある。この調査によって大多数が県内の企業であることが、知事免許取得者の 89.9%から判明する。

表 3-1 許可業種 (1)

許可免許	企業数 (社)	割合 (%)
知事	89	89.9
大臣	10	10.1
計	99	100

表 3-2 許可業種 (2)

許可免許	企業数 (社)	割合
一般	27	27.3
特定	24	24.2
無回答	48	48.5
計	99	100

(2) 会社形態

会社形態は、出資者の有限責任か無限責任かの違いで商法上 4 つの種類があるが、建設業者がどの形態を選択するかをみるための調査である。「表 3-3」のような結果となった。それによると株式会社が 60 社 (60.6%)、有限会社が 35 社 (35.4 社)、そして個人が 4 社 (4.0%) である。大多数は資本金が 1,000 万円以上の株式会社である。会社形態としては他に合名会社や合資会社があるが、このアンケート調査では表れていない。通常、会社形態を選択するとき、会社の信用を考えると株式会社組織が好まれる傾向があるが、今回の調査でもその傾向が窺える。

表 3-3 会社形態

	企業数 (社)	割合 (%)
株式会社	60	60.6
有限会社	35	35.4
個人	4	4.0
計	99	100

(3) 資本金

会社の規模を資本金からみるためにこの調査を行った。株式会社は原則 1,000 万円の資本金がないと設立できないが、有限会社であれば 300 万円で設立でき、また合資会社と合名会社ならば 300 円未満で設立できる。県内の建設業者の選択の結果が「表 3-4」のようになった。

資本金では「2000 万円以上 5000 万円未満」の企業が 38 社 (38.4%)、「1000 万円未満」が 31 社 (31.3%)、「1000 万円以上 2000 万円未満」が 23 社 (23.2%) の順になっており、「5000 万未満」の企業が全体の 93% となっている。

表 3-4 資本金

資本金 (万円)	企業数 (社)	割合 (%)
1,000 未満	31	31.3
1,000 以上 2,000 未満	23	23.2
2,000 以上 5,000 未満	38	38.4
5,000 以上 10,000 未満	1	1.1
10,000 以上	3	3.0
無回答	3	3.0
計	99	100

(4) 完成工事高

県内の建設業者の完成工事高を調査することにした。「表 3-5」によると、完成工事高が「1 億円以上 5 億円未満」の企業が 42 社 (42.4%)、「5 億円以上」の企業は 18 社

(18.2%)、「5000万円以上1億円未満」の企業は14社(14.1%)の順となっている。[10億円]を超えている企業が10社(10.1%)あるので、県内企業には、中堅企業が混在している実態がある。一方「5,000万未満」の企業が11社(11.1%)あり、零細企業もある。

ところで「1億円以上」の企業は全体の61%もあり、売上高は低い水準ではない。あとで述べるY評点(経営状況分析)の改善項目に営業利益と借入金をあげる企業が多くあるが、経営改善が求められている。多額の重機、土地や建物(固定資産)に投資をして、それによる借入金の返済に窮し、固定資産を多く抱えることによって経営を圧迫している実態がある。

詳細は「Y評点の改善項目」で述べることにする。

表 3-5 完成工事高

完成工事高(万円)	企業数(社)	割合(%)
2,000未満	2	2.0
2,000以上5,000未満	9	9.1
5,000以上10,000未満	14	14.1
10,000以上50,000未満	42	42.4
50,000以上	18	18.2
無回答	14	14.2
計	99	100

(5) 公共工事の業者の完成工事高に占める割合

公共工事が当該建設業者の全工事に占める割合は、「表3-6」に示すように、「0~20%」の企業が31社(31.3%)、「20~50%」の企業が24社(24.2%)、「80~100%」の企業が23社(23.2%)の順になり、「50%未満」が55.5%と過半数になっている。

公共工事にあまり依存しない企業が過半数と考えてみると、公共工事の発注が少なくなっている現在、公共工事の受注がないことによる影響を殆ど受けにくいことであれば望ましい傾向にある。民間工事の受注機会を増やして経営の安定に向かうことが今後の建設業者に求められている。

一方、アンケート調査から、公共工事を殆ど受注しない企業の中に、経営事項審査を

受けていない企業もある。経営事項審査を受けないでいいから、建設業経理事務士の資格者も保有しなくて良いと考えている経営者もいる。

経営事項審査制度は、健全な建設業者を育成するための制度と考えるのであれば、すべての県知事・国土交通大臣の許可を受けた建設業者に経営事項審査を受注するように制度を改める必要がある。不良不適格業者が生まれる一つの原因が、公共工事を受注しない企業にはこの経営事項審査を受注していないでよいとするところにあるので、この制度の見直し部分があると考ええる。

表 3-6 公共工事の完成工事高に占める割合

全工事に占める割合	企業数(社)	割合 (%)
0 以上 20 未満	31	31.3
20 以上 50 未満	24	24.2
50 以上 80 未満	20	20.2
80 以上 100 未満	23	23.2
無回答	1	1.1
計	99	100

(6) 建設業協会等への加入率

建設業協会などへの団体の加入状況は、[表 3-7]に示しているが、「無」が 51 社 (51.5%)、「有」が 46 社 (46.5%) となっている。建設業協会の指導、研修に参加していない企業が過半数を占めている。建設業協会は経理事務士資格取得の講習会を開催し、会計分野への啓蒙活動も行っている。このような団体への加入率が悪いことが、建設業者の会計業務の軽視に繋がっている。

表 3-7 建設業会等への加入率

団体への加入	企業数(社)	割合 (%)
有	46	46.5
無	51	51.5
無回答	2	2.0
計	99	100

(7) 営業年数

営業年数についての調査結果は、[表 3-8]に示しているが、「35年以上」の企業が 38 社 (38.3%)、「20年以上 35年未満」の企業が 32 社 (32.3%)、「10年以上 20年未満」の企業が 19 社 (19.2%)、「10年未満」が 5 社 (5.1%) となっている。「50年以上」の企業も 20 社 (20.2%) あり、ほとんどの企業が「20年以上」の企業である。

経営事項審査では営業年数が 35 年で満点の 30 点を獲得できるので、40%近い企業が最も評価の高いことがわかる。営業年数がその企業の信用度を表しているので、このアンケート調査の項目に入れてある。

表 3-8 営業年数

営業年数	企業数(社)	割合 (%)
10年未満	5	5.1
10年以上 20年未満	19	19.2
20年以上 35年未満	32	32.3
35年以上	38	38.3
無回答	5	5.1
計	99	100

(8) 建設業経理事務士の評価

「建設業経理事務士の資格を重視しているか」の問いに、アンケート結果は、「表 3-9」で示しているが、「大変重視している企業」は 23 社 (23.2%)、「やや重視している企業」は 38 社 (38.4%)、「あまり重視していない企業」は 33 社 (33.3%) となっている。

「あまり重視していない企業」が 33.3%もあり、会計分野への軽視の程度が高い結果が出ている。第 2 章の「表 2-11 建設業経理事務士数値表」によると平均完成工事高に応じて、1・2 級の有資格者を何人保有しているかで評点が決まってくる。

「表 3-13」、「表 3-14」をみると、経理事務士の資格者を全く保有していない企業が 31 社 (31.3%) もあり、会計業務を重視していない企業の実態を見ることができる。

また、無回答の企業の中には、経営事項審査を受けない企業が 3 社 (3.0%) もあつ

て、受審しない企業は建設業経理事務士への評価が良くないことを窺い知ることができる。

建設業法第 27 条の 23 と建設業施行規則第 19 条によると、経営事項審査における経理知識の審査を受けて合格したものが建設業経理事務士として評価の対象になるが、この規定では、経営事項審査を受けなくてもよく、建設業経理事務士の資格者を保有しなくても民間工事と下請工事は可能ということになる。

やはり、建設業者の不適合者を排除するために、また会計業務を適正なものにするために建設業経理事務士制度の意義を見直して、経営事項審査制度を改善する余地がある。

表 3-9 経理事務士の評価

評価	企業数(社)	割合 (%)
大変重視している	23	23.2
やや重視している	38	38.4
あまり重視していない	33	33.3
無回答	5	5.1
計	99	100

(9) 税理士、会計士等との相談の有無

「税理士、会計士等の職業会計人への経営事項審査に関して相談するか」の問いに対する調査結果は、「表 3-10」に示している。「よく相談する企業」が 13 社 (13.1%)、「たまに相談する企業」が 44 社 (44.5%)、「あまり相談しない企業」が 37 社 (37.4%) となっており、過半数の企業が職業会計人に経営事項審査について相談していることがわかる。一方「あまり相談しない企業」は 37% もあり、自らの判断で経営事項審査に関して会計業務を行っていることがわかる。

表 3-10 税理士、会計士との相談の有無

相談の有無	企業数(社)	割合 (%)
よく相談する	13	13.1
たまに相談する	44	44.5
あまり相談しない	37	37.4
無回答	5	5.0
計	99	100

職業会計人に相談して、勘定科目の入れ替えにより評点がアップさせることは、本来あるべき会計処理ではないので、評点アップのための勘定科目の変更も虚偽申請である。建設業経理事務士の資格は、建設業協会の講習会や財団法人建設業振興基金が実施する試験で取得できる。建設業者の許可申請は、資格取得によって自社社員で行っている場合も多く、税理士に相談しない企業も4割近くある。

(10) 経営事項審査ソフト使用の有無

経営事項審査の申請前に、「経営事項審査のソフトを用いてシミュレーションするか」の問いについての結果は「表 3-11」に示している。「よく利用する企業」が 23 社 (23.2%)、「たまに利用する企業」が 16 社 (16.2%)、「まったく利用しない企業」が 38 社 (38.4%) と回答している。「ソフトを何らか利用する企業」は 40% 近くあり、たとえば完成工事高や職員数の水増し、借入金や固定資産を意図的に全額の計上をしないで評点アップを図ることもできる。

ソフトを利用することによって現状の経営状況を知り、それによって経営改善に役立てるのであれば良いが、虚偽申請に繋がる可能性も否定できない。

表 3-11 経営事項審査ソフト使用の有無

ソフト使用の有無	企業数(社)	割合 (%)
よく利用する	23	23.2
たまに利用する	16	16.2
まったく利用しない	38	38.4
検討中	16	16.2
無回答	6	6.0
計	99	100

(11) Y 評点 (経営状況) の改善項目について

「経営状況について Y 評点を改善するのにどの項目を重視するか」の問いに対しての調査結果は「表 3-12」に示している。選択項目は、借入金の圧縮、固定資産の減少、受取勘定の減少、営業利益の向上、総資産のスリム化 (圧縮) であり、この中から 2 つ選択する。

改善項目は「営業利益」が 77 社 (77.8%)、「借入金」が 47 社 (47.5%)、「総資産」

が16社(16.2%)、「固定資産」が15社(15.2%)、「受取勘定」が7社(7.1%)の順になっている。

建設業者は、「営業利益」と「借入金」を改善項目の上位にあげており、経営環境が厳しいことが調査の結果でよくわかる。借入れでの「固定資産」特に重機への投資が重くのしかかっているのではないかと推測される。公共工事が減少している現在、完成工事高(売上)に期待が持たなくて、有利子負債による支払利息も多額になり、営業利益を圧迫している状況が推測できる。

表 3-12 Y評点の改善項目

改善項目	企業数(社)	割合 (%)
借入金	47	47.5
固定資産	15	15.2
受取勘定	7	7.1
営業利益	77	77.8
総資産	16	16.2
無回答	7	7.1

3-4-3 考察

99社のアンケート結果は、「表3-13」と「表3-14」で詳細に分析して、次のようなことが指摘できる。

(1) 筆者は経営事項審査制度が、不適格者の排除になっていないと考える。

建設業者の意識としては、経営事項審査は公共工事を受注するためのものであり、受注しないのであれば、経営事項審査を受審しなくても良いと考えている。不適格業者を排除するのであれば、許可業者はすべて経営事項審査を受審する制度に改める必要がある。アンケートの結果によれば、3社が経営事項審査を受審していない。

(2) 筆者は建設業者の建設業経理事務士への評価が低いと考える。31%の建設業者が資格者を保有していない状況から会計業務を軽視していることが窺い知ることができる。経営者が経営状況を知るためには、会計業務をおろそかにしないことである。建設業者は経営状況分析の改善項目に「営業利益」と「借入金」をあげているが、会計業務を重視しておれば、改善できるものである。

- (3) Y 評点の改善項目として、「借入金」、「営業利益」と「固定資産」を多くの企業があげていることである。重機等の購入で借入金が増えていることもあり、企業側のアンケートにも重機購入のための借入金は、Y 評点から除外してほしい旨の回答がある。固定資産をあまり有しないで評点があがっても、工事の受注に際して十分に対応できない矛盾がある。業務に使用する重機等は固定資産の評価から省くことも考えられる。
- (4) 建設業協会等に参加していない企業、経理事務士への評価の低い企業、経営事項審査シミュレーションソフトを利用する頻度が高い企業は、会計業務に対して重きをおいていない。建設業協会へ加入して研修に積極的に参加し、経理事務士については完成工事高に見合った適正な人数を確保し、税理士、会計士等の職業会計人の指導に忠実に従った業者は、会計法規を遵守する企業といえる。筆者はそうした企業は一般的に法的にも倫理的にも問題のない健全な建設業者になれると考える。
- (5) 最後に 4 社が廃業している。4 社の廃業理由は明らかでないが、多重の借入金、営業利益の減少や後継者不足に原因があることは推測できる。ところで、各建設業者は兼業しないと経営を継続していくのは困難になっているのは事実である。兼業業種には不動産賃貸業、建設資材販売、産業廃棄物業、開発業、運送業、生コン、農業等の回答がある。

表3-13 山口県内の建設業者アンケート分析(1)

単位(千円)

企業	許可	形態	資本金	経理事務士	完成工事高	基準	公共工事	団体	Y評点改善項目	年数	経理士	税理士	ソフト
1	知事	有	3,000	0	20,185	完成	20~50	無	借入、営業利益	13	あまり	あまり	しない
2	知事	株	20,000	1級 1名	402,424	完成	20~50	有	"	3	あまり	たまに	しない
3	知事	株	29,900	1級3、2級12	805,686	完成	80~100	無	営業利益		やや	あまり	しない
4	知事	有	6,000	1級1、2級2	100,000	完成	0~20	無	"	20	あまり	たまに	しない
5	知事	有	6,000	2級1名	198,000	完成	80~100	無	営業利益、総資産	30	大変	あまり	しない
6	知事	有	10,000	2級2名	109,606	完成	0~20	有	固定、営業利益	22	あまり	たまに	たまに
7	知事	有	5,000	0		完成	20~50	無	営業利益、総資産	20	あまり	たまに	検討
8	知事	株	20,000	3級1	117,597	完成	20~50	有	借入、営業利益	51	やや	たまに	検討
9	大臣	株	180,000	2級3、3級1	8,291,187	完成	20~50	有	営業利益、総資産	44	大変	あまり	よく
10	知事	株	20,000	2級1名	117,277	完成	50~80	無	借入、営業利益	30	やや	よく	よく
11	知事	有	8,000	0		完成	80~100	無	受取勘定、営業利		やや	たまに	検討
12	知事	株	30,000	2級1、3級1	640,226	完成	20~50	有	借入、営業利益	52	やや	よく	検討
13	知事	株	10,000	2級2、3級1	65,871	完成	80~100	無	借入、営業利益	4	やや	たまに	たまに
14	知事	有	3,000	0	119,401	完成	20~50	有		13	やや	たまに	しない
15	知事	有	20,000	2級1名	130,000	完成	50~80	有	借入、営業利益	50	あまり	よく	よく
16	大臣	株	72,000	2級10名	6,227,879	完成	0~20	有	借入、営業利益	37	大変	あまり	よく
17	知事	株	20,000	2級1名	299,457	完成	80~100	無	借入、営業利益	52	あまり	よく	たまに
18	知事	株	20,000	3級2	340,000	完成	20~50	有	営業利益、総資産	48	あまり	あまり	しない
19	知事	有	4,000	3級1		完成	0~20	無		29		あまり	しない
20	知事	株	20,000	2級2名	258,000	両基	50~80	有	営業利益	45	大変	あまり	たまに
21	大臣	株	36,000	2級7、3級4	3,883,819	両基	50~80	有	営業利益、総資産	49	大変	たまに	よく
22	知事	株	48,000	2級2名	339,115	完成	0~20	無	受取勘定、営業利	53	やや	よく	よく
23	知事	有	6,000	2級1名	130,000	進行	0~20	有	借入、営業利益	20	大変	たまに	しない
24	知事	株	20,000	2級1名	200,000	完成	20~50	有	営業利益、総資産	31	あまり	たまに	たまに
25	大臣	株	10,000	0	100,000	両基	0~20	無	借入、営業利益	25	あまり		
26	知事	株	20,000	2級1名	213,915	完成	0~20	有	借入、営業利益	14	あまり	あまり	しない
27	大臣	株	100,000	1級1、2級2	1,319,433	完成	50~80	有	受取勘定、営業利	53	大変	よく	よく
28	知事	有	4,000	0	28,000	完成	0~20	無	借入金	16	やや	たまに	検討
29	知事	有	3,000	0	54,550	完成	20~50	有	営業利益	12	やや	たまに	検討
30	知事	株	20,000	2級2名	520,000	完成	20~50	無	借入金、総資産	26	あまり	よく	よく
31	知事	株	37,500	0	456,000	完成	20~50	有	借入金、総資産	13	やや	たまに	検討
32	知事	有	6,000	0	157,876	完成	0~20	無	営業利益	33	あまり	あまり	しない
33	知事	個		2級2名		完成	0~20	無	借入金、営業利益	33	大変	あまり	しない
34	知事	有	3,000	0			0~20	無		12	やや		しない
35	大臣	株	20,000	0	550,000	完成	0~20	無		36	経営審査受けず		
36	知事	有	6,000	0		完成	0~20	無	営業利益、総資産	8	あまり	あまり	しない
37	知事	株	10,000	0	250,000	完成	0~20	無	借入金、営業利益	30	大変	あまり	よく
38	知事	株	10,000	0	89,805	完成	20~50	無	営業利益	16	大変		よく
39	知事	株	36,000	0	263,821	完成	80~100	無	借入金、営業利益	29	大変	あまり	しない
40	知事	株	25,000	2級1名	396,259	完成	20~50	無	営業利益、総資産	40	大変	たまに	検討
41	知事	有	6,000	0	20,000	完成	20~50	無		13		あまり	しない
42	知事	個		0	24,000	完成	50~80	無	借入金、営業利益	21	やや	たまに	検討
43	廃業												
44	知事	株	10,000	2級1名	240,000	完成	0~20	有	営業利益	11	経営審査受けず		しない
45	知事	有	8,000	3級1	47,000	完成	50~80	無	借入金、営業利益	28	あまり	たまに	たまに
46	知事	個		2級1名		完成	0~20	無	受取勘定、営業利	51	あまり	たまに	たまに
47	知事	株	45,000	1級1、2級1	242,294	完成	80~100	有	固定、受取勘定	51	やや	よく	たまに
48	知事	株	10,000	0	100,000	完成	0~20	無	借入金	28	大変	あまり	しない
49	知事	株	18,000	3級1	150,000	完成	20~50	無	営業利益	20	やや	たまに	たまに
50	知事	株	30,000	2級1名	780,840	完成	0~20	無	借入金、営業利益	24	やや	よく	よく

表3-14 山口県内の建設業者アンケート分析(2)

単位(千円)

51	知事株	10,000	1級1, 2級1		完成	20~50	無	借入金、営業利益	30	あまり	たまに	しない
52	知事株	10,000	2級1, 3級1	106,509	完成	0~20	有	固定資産、総資産	33	あまり	あまり	しない
53	知事有	10,000		0 8,000	完成	0~20	無	借入金、営業利益	19	あまり	たまに	よく
54	大臣株	20,000	1級1, 2級5	1,357,022	完成	80~100	有	固定資産、	54	やや	あまり	よく
55	知事株	2,700	2級3	220,009	完成	80~100	無	営業利益	53	あまり	あまり	よく
56	知事株			0 10,000	完成	0~20				やや	あまり	しない
57	知事株	40,000	3級1	279,313	完成	20~50	無	借入金、営業利益	44	やや	たまに	検討
58	知事株	25,000	2級1	1,073,068	完成	20~50	有	借入金、固定資産	37	やや	たまに	検討
59	知事有	3,000		0 100,000	完成	0~20	有	借入金、営業利益	13	あまり	あまり	しない
60	廃業											
61	知事株	10,000	2級1		完成	50~80	有	借入金、固定資産	83	やや	あまり	しない
62	知事有	10,000		0 46,000	完成	50~80	無	固定資産、営業利益	16	あまり	あまり	しない
63	知事株	20,000	2級1	200,000	完成	0~20	有	借入金、固定資産	28	大変	よく	よく
64	知事有	5,000		0 59,269	完成	0~20	無	営業利益	15	やや	あまり	しない
65	知事有	4,000	2級1	37,000	完成	50~80	無	借入金	25	あまり	あまり	しない
66	大臣株	200,000	2級11	8,322,301	両基	80~100	無	営業利益、総資産	50	やや	あまり	よく
67	廃業											
68	知事個		3級1		完成	50~80	無	受取勘定、営業利益	34	やや	たまに	しない
69	知事株	10,000	2級1	90,000	完成	20~50	有	営業利益	19	やや	たまに	しない
70	廃業											
71	知事有	4,560	2級1	50,000	完成	0~20	有	借入金、営業利益	17	あまり	たまに	検討
72	知事有	5,600	2級1, 3級1	60,000	完成	0~20	有	借入金、営業利益	17	あまり	たまに	しない
73	知事株	15,000	1級1, 2級4	24,000	完成	0~20	無	借入金、営業利益	8	やや	よく	検討
74	知事株	10,000		0 201,508	完成	20~50	無	借入金、営業利益	20	あまり	たまに	しない
75	知事株	20,000	2級1	334,881	完成	80~100	有	固定資産、総資産	35	大変	たまに	よく
76	大臣株	101億	1級4, 2級30	33,713,174	両基	80~100	有	営業利益、総資産	40	大変	あまり	検討
77	知事有	8,000	2級1	130,000	完成	80~100	有	借入金、営業利益	33	やや	あまり	しない
78	知事株	20,000		275,084		80~100	有	固定資産、総資産	47	大変	たまに	しない
79	知事有	5,000	2級1	69,000	完成	80~100	有	借入金、営業利益	51	大変	たまに	検討
80	知事有	20,000	2級1	75,000	完成	80~100	有	借入金、営業利益	45	大変	たまに	検討
81	知事株	20,000	3級2	150,418	完成	20~50	無	借入金、営業利益	29	やや	よく	よく
82	知事株	30,000	1級1, 2級2	1,014,000	両基	50~80	有	借入金、営業利益	58	大変	よく	よく
83	知事株	20,000	1級1, 2級1	2,053,044	完成	50~80	有	営業利益、総資産	54	大変	あまり	たまに
84	知事有	3,000	2級1	89,956	完成	80~100	有	借入金、営業利益	55	やや	たまに	しない
85	知事株	20,000	2級3, 3級1	800,000	完成	50~80	無	営業利益	52	やや	あまり	たまに
86	知事株	10,000		0	完成	0~20	無	固定資産、営業利益		あまり	たまに	しない
87	知事有	10,000	2級1, 3級1	68,286	完成	80~100	無	借入金、営業利益	27	あまり	たまに	しない
88	知事有	5,000		0 36,131	完成	80~100	無	借入金、営業利益	18	やや	たまに	よく
89	知事株	20,000	2級2名	326,979	完成	80~100	有	受取勘定、営業利益	52	やや	たまに	たまに
90	知事株	10,000	3級2	128,643	完成	50~80	無	固定資産、営業利益	34	大変	あまり	たまに
91	知事有	10,000	2級1	150,773	完成	100	有	固定資産、営業利益	28	やや	あまり	たまに
92	知事有	20,000	2級2	174,000	完成	80~100	有	営業利益、総資産	64	あまり	よく	たまに
93	知事株	20,000	2級2	731,845	完成	50~80	有	借入金、営業利益	46	大変	たまに	よく
94	知事株	30,000	2級1	130,000	完成	50~80	有	借入金、営業利益	50	やや	あまり	しない
95	知事株	40,000	2級5	839,697	完成	50~80	有	固定資産、営業利益	47	やや	あまり	よく
96	知事株	36,000	2級1, 3級1	150,000	完成	50~80	有	営業利益	30	やや	あまり	検討
97	知事有			0	完成	20~50	無	営業利益		やや	たまに	検討
98	知事株	10,000		0	完成	0~20	有	借入金、営業利益	37	経営審査受けず		しない
99	知事株	20,000	2級3	324,398	完成	80~100	有	借入金、営業利益	48	やや	たまに	よく
100	知事有	5,000		0 65,984	完成	20~50	無	固定資産、営業利益	21	あまり	たまに	たまに
101	知事株	10,000	2級1		完成	50~80			6	あまり	たまに	検討
102	知事株	10,000		0 183,275	完成	0~20	有	営業利益	28	あまり	あまり	しない
103	知事有	3,000		0	完成		無	借入金		あまり	あまり	しない

3-4 会計倫理システムの提示

3-4-1 問題提起

昨今の企業不祥事事件は、法律や企業倫理（会計倫理）を遵守しないことから起こっている。こうした問題を企業内で如何に研修していくかが課題となっている⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

現実社会で起きている粉飾事件は、法律違反が明確な場合や法律に違反しているか、基準のはっきりしないところで起きている。接待や贈り物にしても、金額的な基準が各個人で違う。その基準がはっきりしないので、その基準を各企業で研修してお互いに確認しておくことが大事なことである。

実際、各企業（特に大企業）においては、講義形式の倫理研修を1年に1回か2回、行っている。中小企業はほとんど行っていないのが現状である。講師は弁護士や企業倫理の学者である。受身的な講義といわれるので、ここでは自発的にいつでもどこでも、パソコンさえあれば自己学習できるシステムの構築を筆者は目指している。

設問は実際に粉飾決算になった事例から出題してある。ここで現実の企業社会で起きている事柄について、ネット上で企業倫理（会計倫理）を学習するシステムを提示する。

3-4-2 システムの概要

試作したシステムは、Linux 上で動作する CGI(common gateway interface)プログラムである。CGI プログラムは、Perl 言語を使って記述してある。問題や正答などは、ファイルに格納している（図 3-12）。

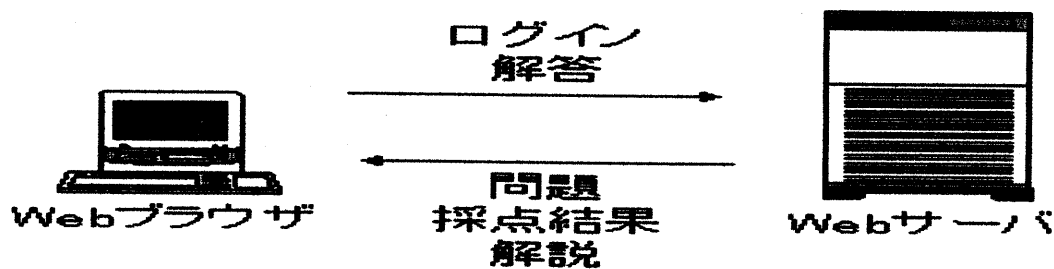


図 3-12 試作システム

3-4-3 事例

問題を紹介する(図 3-13～図 3-16)。

Q: 親会社の取締役会で、「会社存続のために、1年ぐらいの帳簿ごまかし（簿外処理）しても今後の景気がよくなればすぐに取り戻せるから決算書を承認しよう」といった場合、貴方が取締役であったとき、どのような行為に出るか。

A: 1. しばらく、皆の意見を聞いて、景気が戻ればごまかしも無くなるとの意見が多数意見になればそれに従う。

2. 会社存続のためには多少のごまかしはやむをえないと、積極的に意見を言う。

3. 帳簿のごまかしは粉飾には違いないと、少数意見であっても断固として意見を言う。

Q: 公認会計士の立場から、C株式会社の会計監査をする場合、有価証券報告書の虚偽記載、粉飾決算を見逃さないようにするために、貴方は日頃どういう注意をするか。

A: 1. 監査担当者になって数年になり、C会社の経理担当者とも懇意になり、仕事がやりやすくなったので、いっしょにゴルフや私的旅行をして、より親密に成るよう努める。

また、顧問契約をいつまでもつづけてもらえば監査法人においても評価が高まり、パートナーにもなれると思ひ、交際に精を出す。

2. C会社側からお中元やお歳暮をもらったとき、金額的には1万円ぐらいなので、付き合い程度のことと思ひ、監査法人にも届けなくて黙っておく。

3. C会社側から、忘年会の誘いを受けても都合が悪いからといって断り、お歳暮やお中元をもらったときも送り返す。C会社側から愛想が悪く思われても距離をおいた立場を維持する。

Q: 顧問先から近く増資するので新株を購入しないかと勧誘を受けた。あなたならどうするか。

A: 1. 顧問先から、ぜひとの誘いを受けたので断りきれなくて購入する。

2. 業績のいい会社なので監査法人の上司に相談しなくて、積極的に投資する。

3. 今後、顧問先との関係が悪くなるかもしれないが、断固として断る。

Q: 顧問先に会計士事務所の経営が思わしくないので、しばらくの間ということで借入金を申し込むことについてどう思うか。

A: 1. 日ごろの付き合いもいいので、ほんの短期間であれば借り入れても良い。

2. 事務所が倒産しそうなので、しばらくの間ということでぜひお願いします。

3. 顧問先からは絶対に借り入れはしない。

Q: 税務調査があることになり、雑収入にあげるべき収益が僅かにあったが、経営者が隠

そうかと言った場合に、社員のあなたならどうするか。

A：1 経営者のいうとおりにして積極的に隠す。

2 経営者に日頃お世話になっているので、良くないことであるがしかたなく従う。

3 経営者に「隠すことは良くないことです」と、断固として主張する。

Q：税理士が決算準備のために貯金通帳や会計帳簿をすべて経営者のあなたに見せてくれるようにいったとき、裏帳簿のことを黙っておきたいが、あなたならどうするか。

A：1 経営状況が悪く、倒産したら今まで築いてきたものをすべて失うので、裏帳簿のことは黙っている。

2 経営を立て直すためのしばらくの辛抱と思い、積極的に裏帳簿を隠す。

3 経営を立て直すためには、やはり健全な会計業務でないといけないと思い、税理士に裏帳簿のことを話す。

Q： 決算のときに売上が前期より多くあり、利益が出て税金を多く納めなくてはならないときに、経営者から社員であるあなたに、「何とかならないか」と言われたときあなたならどうするか。

A：1 経営者が望むのであれば、積極的に費用を多く計上して税金を少なくなるようにする。

2 好ましいことではないと思いつつ、売上を次期に計上した会計処理をする。

3 経営者に税金は適正に会計処理した後のことであるので、「ごまかしはいけない」と退社の覚悟で断固として主張する。

Q：経営者から日頃のお礼をこめてできるだけ高額なお歳暮を税理士に送るように指示を受けたとき、あなたならどうするか。

A：1 高額な品物は税理士に寛大な税務申告を依頼するようなものであり、適正な税務申告が期待できなくなると思いつつも、経営者の指示に従う。

2 経営者に少額の品物を送るほうが、税理士の職業倫理にも違反しないので問題がないという。

3 税理士は民間人なので、高額な品物でも問題がないから積極的に贈る。

Q：税理士を開業して顧問先が少ないときに、ある事務代行をしている企業から、税務申告のときに、名義を貸してくれるように依頼があったとき、あなたならどうするか。

A：1 事務所の経営を考えて、名義貸しは良くないと思いつつ協力する。

2 名義貸しは税理士会からやめるように言われているが、税理士会から注意を受けるまで、決算書類をあまり見ないで代理の印を押す。

3 事務所経営は思わしくないが、ここは我慢をして断固として名義貸しを断る。

Q：顧問先の経営者から自宅マンションを購入したいが、今期の所得では銀行からの借入があまり期待できないので、所得を多くしてほしいとの依頼を受けた。税理士のあなたはどうか。

A：1 顧問先も少なく、ここで断ると他の税理士のところに依頼しそうなので、経営者の意向どおりに決算書の売上を水増しして、利益を多く計上する。

2 顧問先が1件減ることを覚悟して粉飾はいけないといい、こうした申告書の代理を断る。

3 決算書を見直して経費を少なく計上して利益を出すようにして、こうした決算書作成にはあまり気が乗らないが協力する。

Q：顧問先の税務署の立会いのとき、帳簿書類が紛失して売上高がはっきりしないときに地域の同業者の売上から顧問先の推定での売上計上による税金の申告修正を求められたとき、税理士のあなたはどうか。

A：1 顧問先の家庭事情（妻の病気で入院費が多額になり、売上傳票の一部破棄がある）を考えてくれるように、税務署職員に主張する。

2 売上傳票の紛失は故意であるので、税務署の指摘どおりに修正申告に応じる。

3 数年に1度の税務署の調査であり、問題がありそうであれば、毎年調査に来るべきものであり、数年分の申告漏れを指摘するのはおかしいといって、修正申告には応じないようにする。

企業倫理教育CAIシステム

問3. 公認会計士の立場から、A證券の会計監査をする場合、有価証券報告書の虚偽記載、粉飾決算を見逃さないようにするために、貴方は日頃どういう注意するか。

解答群

- (1) 監査担当者になって数年になり、A證券側の経理担当者とも親密になり、仕事がやりやすくなったので、いっしょにゴルフや私的旅行をして、より親密になるよう努める。顧問契約をいつまでもつづけてもらえば監査法人においても評価が高まり、パートナーにもなれると思い交際に精を出す。
- (2) A證券側からお中元やお歳暮をもらったとき、金額的には1万円ぐらいなので、付き合い程度のことと思い、監査法人にも届がぬいで黙っておく。
- (3) A證券側から、忘年会の誘いを受けても都合が悪いからといって断り、お歳暮やお中元をもらったときも送り返す。A證券側から愛想が悪く思われても距離をおいた立場を維持する。

解答

(1)

図 3-13 設問

あなたの成績は以下のとおりです。

問3 X

解答:1

正解:3

解説: 有価証券報告書: 株式上場企業は財務省と各地の証券取引所に決算報告書を提出しなければならぬ。

監査法人のパートナー: 公認会計士は5人以上集まれば法人を作れるので、その内部における法人の重役(経営者)のこと。

解答数:3 / 正解数:0

問題A

図 3-14 解答

企業倫理教育CAIシステム

問4. 親会社から子会社へ損失補填をするように指示があるとき、本当に実務で自分の地位を失う覚悟でできるのか、断固とした態度がとれるのか、実際にこういう状況になればどういう行為に出るか。

解答群

- (1) 今の不景気の時期に親会社の指示に従わないで失職することになれば家族の生活のことも考えるとやはり親会社の指示に従う。
- (2) 失職になっても今の自分の実力からして転職は可能と考えて、自己の信念を貫いて親会社の都合で動いていたら、全職員が路頭に迷うことになるから、親薄のごまかしはやめるように主張する。
- (3) 親会社があつての小会社と考えればやむをえなくて、親会社が倒産したときはそのときに考えるとちよっと聞き直る。

解答

(2)

図 3-15 設問

あなたの成績は以下のとおりです。

問4 ○
解答:2
正解:2
解説:

解答数:4/正解数:1

問題A

図3-16 解答

3-5 考察

以上のように会計士、税理士、経営者や社員に倫理観を問う問題を想定したが、常日頃から、想定問答集を解くことによって、自己の倫理観を考える機会を多く持つようにする。筆者は、こうした企業倫理学習システムで研修することが、自己の属する組織を破綻に繋がるような方向に導かないための一つの方法と考える。

設問はやさしくみえるがこうした問題を繰り返して解いて、倫理に対する問題意識を常にもってもらうことが大事なことと考える。

設問は実務上、起こりうる話である。企業人や会計士・税理士の職業人は個人のおかれた立場から止むを得ず間違った行動に出ている。顧問先（クライアント）との交際をどの程度にすべきかと会計士協会も各監査法人を指導するようになってきた。監査法人は顧問先への監査を行いながら、同時に顧問先への経営相談業務も平行してやってきた。この業務が監査法人と顧問先との馴れ合いを生む原因となっていた。やはり、監査と相談業務は別々の監査法人が行うべきものである。

また、顧問先の株主になることは利害関係が出てくることなので、控えなければならないことであるし、贈り物や接待の金額までは会計士の職業倫理綱領には書かれていないので、具体的に数字を上げて定期的な研修で倫理的な問題の認識を高めることである。

税理士は税務署の顧問先への調査に立ち会う。税務署職員はかつて長い間、立会い時の昼食を顧問先からの接待で、税理士と共に取っていた。本来はあってはいけない行為を長い間行い、その後、税務調査の妥当性が疑われるということで改めている。各業界の馴れ合い体質がいろいろな不祥事に繋がっている。

このようなことから、これを是正するために講義形式の学習での確認とそれに加えて

自己学習できる CAI (computer assisted instruction) システムを考案している。

さらに次の「図 3-17」と「図 3-18」のようなシステムを用いてサーバ会議で議論して企業倫理や会計倫理について研修を行うこともできる。

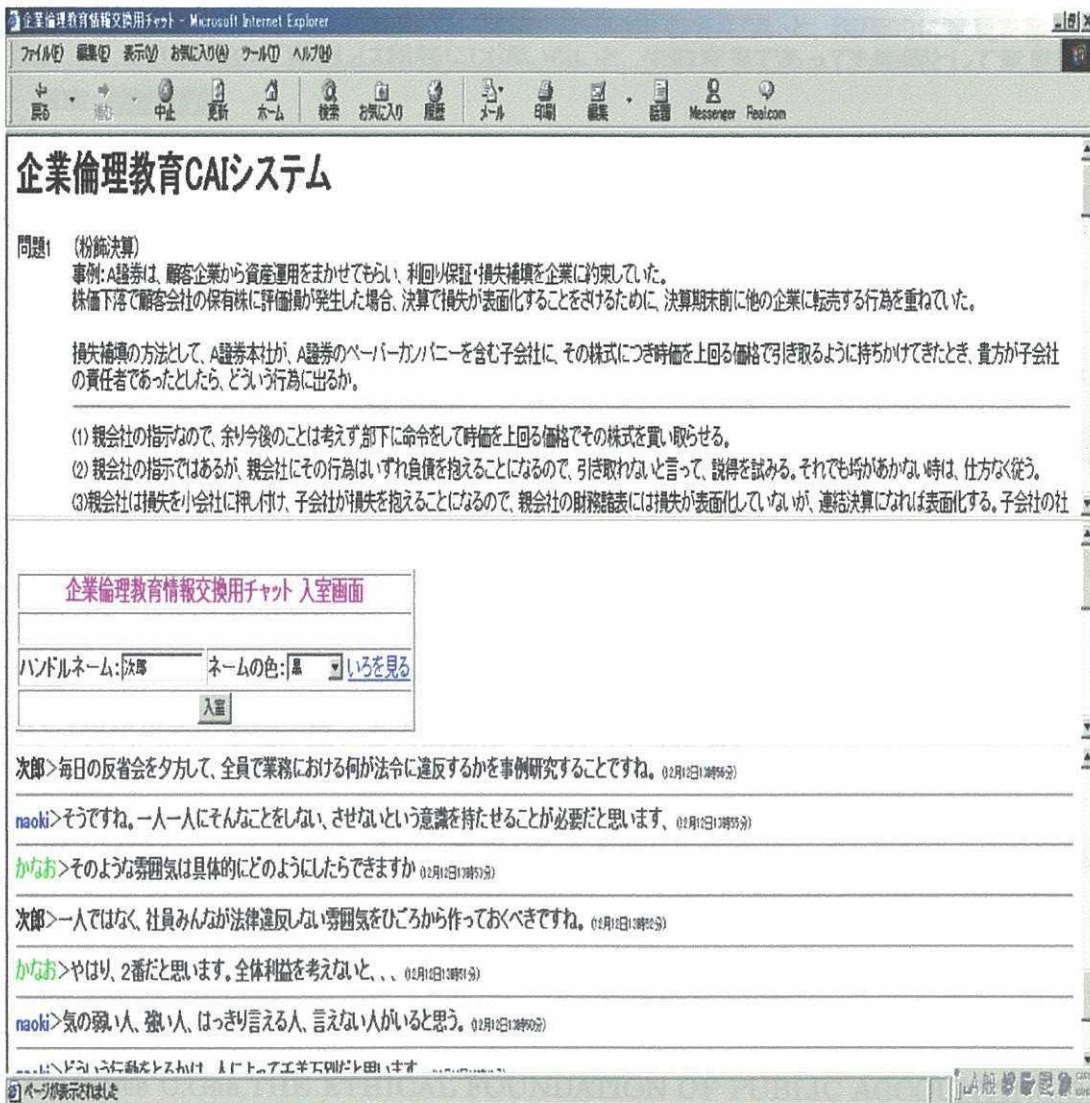


図 3-17 チャットシステム (1)

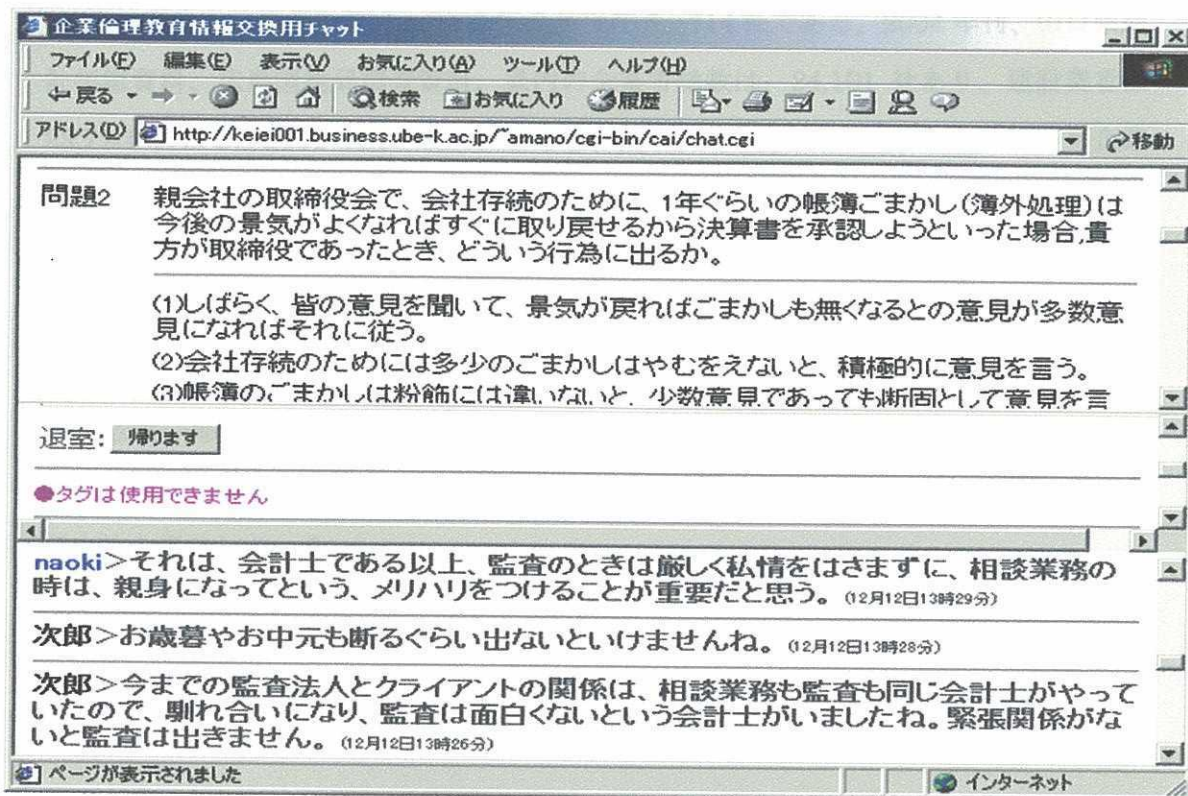


図3-18 チャットシステム(2)

[注]

- (1) 「現代用語の基礎知識」自由国民社 2001年、402頁。
- (2) 同上。
- (3) <http://r-bec.reitaku-u.ac.jp> 麗澤大学の企業倫理遵守プログラムにおいて企業倫理とは「法令等を遵守することと高い倫理観に基づき行動し社会的責任を果たすこと」と定義する。企業倫理遵守の徹底を図るため「企業倫理遵守プログラム」を設計する。
- (4) 前掲書「現代用語の基礎知識」402頁。
- (5) James C.Gaa, THE ETHICAL FOUNDATION OF PUBLIC ACCOUNTING, CGA Canada Research Foundation, 1994, (瀧田輝己訳『会計倫理』同文館出版 2005年、221頁。)
- (6) James C.Gaa, ibid., 1994. (瀧田輝己訳、同上書、2005年、224-225頁。)
- (7) 建設業経営研究所編『中小建設業 経営再生シナリオ』日刊建設工業新聞社、2000年、171-173頁。

- (8) 山口県内の建設業者数は、2003年6月現在5、714社である。2004年刊、山口県統計年鑑資料、広島国税局調査資料。県内の企業者総数は、24,101社あり、建設業者は23.7%を占める。2001年度の資料によると、知事許可企業は、4,438社、大臣許可企業は126社となっている。
- (9) 吉盛一郎「商業道德（倫理）の育成を目指す教育課程について」、日本商業教育学会、『商業教育論集』、第10集、2000年43-47頁。学生に対する商業道德の教育が、いかに大事になってきているかを論じている。
- (10) 吉盛一郎「CAIシステム導入による会計倫理教育」、『九州経済学会年報』、第39集、2001年、197-201頁。 学生が会計倫理の問題を学習するのに、システムを用いてできる方法を提示している。